

事務連絡
令和3年1月25日

地方厚生（支）局医療課
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）

御中

厚生労働省保険局医療課

歯科用貴金属価格の随時改定について

標記については、価格変動に速やかに対応するため、一定の価格変動が生じた場合、年4回改定機会を設けて改定を行っていますが、今般、昨年10月の改定時に改定を行わないと判断した4種類の歯科用貴金属（ ）について、本来改定を行うべきであったことが判明しました。

これについては、官報掲載事項の訂正が行われる旨、別紙のとおり周知させていただきましたが、令和2年10月から12月診療分については、以下の取扱いになりますので、貴管下の保険医療機関に対し周知徹底願います。

- 歯科鑄造用 14カラット金合金 インレー用（JIS適合品）
- 歯科鑄造用 14カラット金合金 鉤用（JIS適合品）
- 歯科用 14カラット金合金鉤用線（金58.33%以上）
- 歯科用 14カラット合金用金ろう（JIS適合品）

1. 電子情報処理組織の使用による請求又は光ディスク等を用いた請求を行っている場合

該当レセプトに係る処理については、審査支払機関において、補正を行うこととしており、補正後、再審査等支払調整額通知票等又は増減点連絡書等が保険医療機関宛て送付される予定です。なお、保険医療機関からの再審査請求等の申し出は不要です。

2 . 書面による請求を行っている場合

(1) 12月診療分の取扱い

該当レセプトに係る処理については、可能な限り審査支払機関において補正を行い、当該補正の結果を増減点連絡書等にて保険医療機関宛て連絡いただくよう依頼しております。なお、この場合、保険医療機関からの再審査請求等の申し出は不要ですが、上記増減点連絡書等の送付がない場合については、保険医療機関から審査支払機関宛てにご相談いただくようお願いいたします。

(2) 10月、11月診療分の取扱い

保険医療機関においては、該当レセプトに係る記載事項を別添の請求書に記載の上、審査支払機関に提出願います。補正後、再審査等支払調整額通知票等が保険医療機関宛て送付される予定です。

再審査等請求書

令和 年 月 日

社会保険診療報酬支払基金 _____ 支部

保険医療機関等の

_____ 国民健康保険団体連合会 御中

所在地及び名称

開設者氏名

電話番号

14 カラット金合金の告示価格訂正のため、診療報酬等明細書を調整願います。

1	点数表	1 医科 6 訪問	3 歯科	4 調剤	医療機関等 コード		旧総合病院 診療科				
2	診療 年月	令和 2年 月	請求 (調整) 年月	令和 年 月	明細書 区分	1 単独 2 併用 3 老健	1=本人入院 2=本人外来 3=未就学者入院 4=未就学者外来 5=家族入院 6=家族外来 7=高齢者入院一般 8=高齢者外来一般 9=高齢者入院7割 0=高齢者外来7割	再審査等 対象種別	1 一次審査 2 突合再審査 3 再審査		
3	再審査等対象種別が 「2 突合再審査」 のとき、相手方薬局	薬局コード				(都道 府県)					
		薬局の名称									
4	保険者番号						記号・番号				
5	公費負担者番号等						受給者番号				
6	フリガナ					生年月日			写の有無		
	患者氏名					2 大正 3 昭和 4 平成 5 令和 年 月 日			1 有 2 無		
7	請求点数 (金額)	点(円)				一部 負担金		円			
	食事・生活 請求金額	1	円	標準 負担額	1	円	取下げ 理由				
8	減点点数(金額)		減点事由及び箇所			減点内容					
	点(円)										
請求理由											
2 調整の結果、下記のとおり決定します。					2 備考						
	結果	原審理由	摘要								
1	復活・原審										
2	復活・原審										
3	復活・原審										
	2 基金 使用欄				増減点	請求理由	責任	請求数	処理	診療科	再々審

注： 1については、該当なしの場合記載不要。グレー部分及び 2については、審査支払機関で使用しますので、何も記入しないでください。

事務連絡
令和3年1月8日

地方厚生(支)局医療課
都道府県民生主管部(局)
国民健康保険主管課(部)
都道府県後期高齢者医療主管部(局)
後期高齢者医療主管課(部)

御中

厚生労働省保険局医療課

「特定保険医療材料及びその材料価格(材料価格基準)の一部改正に伴う特定
保険医療材料料(使用歯科材料料)の算定について」の一部改正について
の一部訂正について

令和2年8月31日付け保医発0831第3号における「特定保険医療材料及びその材料価格(材料価格基準)の一部改正に伴う特定保険医療材料料(使用歯科材料料)の算定について」の一部改正についてにつきまして、別添1のとおり一部訂正がありましたので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等へ周知願います。

また、令和2年8月31日付官報(号外第179号)に掲載された関係告示については、別添2のとおり、官報掲載事項の訂正が行われる予定ですので、予めお知らせいたします。

記

- ・「特定保険医療材料及びその材料価格(材料価格基準)の一部改正に伴う特定保険医療材料料(使用歯科材料料)の算定について」の一部改正について(令和2年8月31日付保医発0831第3号)

「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う特定
 保険医療材料料（使用歯科材料料）の算定について」の一部改正について
 （令和 2 年 8 月 31 日保医発 0831 第 3 号）

（別紙 1）

材料料

M002 支台築造

（支台築造の保険医療材料料（1 歯につき））

ファイバーポストを用いた場合は次の材料料と使用した本数分のファイバーポスト料との合計により算定する。

1 間接法

(1) メタルコアを用いた場合

イ 大白歯	65 点
ロ 小白歯・前歯	41 点

(2) ファイバーポストを用いた場合

イ 大白歯	27 点
ロ 小白歯・前歯	15 点

2 直接法

(1) ファイバーポストを用いた場合

イ 大白歯	27 点
ロ 小白歯・前歯	15 点

(2) その他の場合

イ 大白歯	33 点
ロ 小白歯・前歯	21 点

（ファイバーポスト）

1 本につき	69 点
--------	------

M005 装着

1 歯冠修復物（1 個につき）

(1) 歯科用合着・接着材料

イ レジン系	
a 標準型	17 点
b 自動練和型	17 点
ロ グラスアイオノマー系	
a 標準型	10 点
b 自動練和型	12 点

(2) 歯科用合着・接着材料 12 点

(3) 歯科用合着・接着材料 4 点

2 仮着（1 歯につき） 4 点

3 口腔内装置等の装着の場合（1 歯につき）

(1) 歯科用合着・接着材料

イ レジン系	
a 標準型	17 点
b 自動練和型	17 点
ロ グラスアイオノマー系	
a 標準型	10 点

- b 自動練和型 12 点
- (2) 歯科用合着・接着材料 12 点
- (3) 歯科用合着・接着材料 又は歯科充填用即時硬化レジン 4 点

M009 充填（1窩洞につき）

1 歯科充填用材料

(1) 複合レジン系

- イ 単純なもの 11 点
- ロ 複雑なもの 29 点

(2) グラスアイオノマー系

イ 標準型

- a 単純なもの 10 点
- b 複雑なもの 26 点

ロ 自動練和型

- a 単純なもの 9 点
- b 複雑なもの 23 点

2 歯科充填用材料

(1) 複合レジン系

- イ 単純なもの 4 点
- ロ 複雑なもの 11 点

(2) グラスアイオノマー系

イ 標準型

- a 単純なもの 4 点
- b 複雑なもの 10 点

ロ 自動練和型

- a 単純なもの 4 点
- b 複雑なもの 10 点

3 歯科充填用材料 2 点

M010 金属歯冠修復（1個につき）

1 14カラット金合金

(1) インレー

- 複雑なもの ~~764701~~点

(2) 4分の3冠

~~954876~~点

2 金銀パラジウム合金（金12%以上）

(1) 大臼歯

イ インレー

- a 単純なもの 294 点
- b 複雑なもの 545 点

ロ 5分の4冠 685 点

ハ 全部金属冠 862 点

(2) 小臼歯・前歯

イ インレー

- a 単純なもの 200 点
- b 複雑なもの 399 点

ロ 4分の3冠 492 点

八	5分の4冠	492点
二	全部金属冠	617点
4	銀合金	
(1)	大白歯	
イ	インレー	
a	単純なもの	19点
b	複雑なもの	33点
ロ	5分の4冠	42点
八	全部金属冠	52点
(2)	小白歯・前歯・乳歯	
イ	インレー	
a	単純なもの	12点
b	複雑なもの	24点
ロ	4分の3冠(乳歯を除く。)	30点
八	5分の4冠(乳歯を除く。)	30点
二	全部金属冠	38点
5	純チタン2種	66点
M011	レジン前装金属冠(1歯につき)	
1	金銀パラジウム合金(金12%以上)を用いた場合	769点
2	銀合金を用いた場合	84点
M015	非金属歯冠修復(1歯につき)	
1	レジンインレー	
(1)	単純なもの	29点
(2)	複雑なもの	40点
2	硬質レジンジャケット冠	
(1)	歯冠用加熱重合硬質レジン	8点
(2)	歯冠用光重合硬質レジン	183点
M015-2	CAD/CAM冠(1歯につき)	
1	CAD/CAM冠用材料()	228点
2	CAD/CAM冠用材料()	254点
3	CAD/CAM冠用材料()	442点
4	CAD/CAM冠用材料()	576点
	注 CAD/CAM冠用材料()を小白歯に対して使用した場合は、CAD/CAM冠用材料()により算定する。	
M016	乳歯冠(1歯につき)	
1	乳歯金属冠	30点
2	その他の場合	
	乳歯に対してジャケット冠を装着する場合	
	[次の材料料と人工歯料との合計により算定する。]	
	1歯につき	2点
M016-3	既製金属冠(1歯につき)	29点
M017	ポンティック(1歯につき)	
1	鑄造ポンティック	
(1)	金銀パラジウム合金(金12%以上)	
イ	大白歯	993点

□ 小臼歯	748 点
(2) 銀合金	
大白歯・小臼歯	42 点
2 レジン前装金属ボンティック	
(1) 金銀パラジウム合金（金 12%以上）を用いた場合	
イ 前歯	597 点
□ 小臼歯	748 点
ハ 大白歯	993 点
(2) 銀合金を用いた場合	
イ 前歯	54 点
□ 小臼歯	54 点
ハ 大白歯	54 点
M017-2 高強度硬質レジンプリッジ（1 装置につき）	1,629 点
M018 有床義歯	
〔次の材料料と人工歯料との合計により算定する。〕	
1 局部義歯（1 床につき）	
(1) 1 歯から 4 歯まで	2 点
(2) 5 歯から 8 歯まで	3 点
(3) 9 歯から 11 歯まで	5 点
(4) 12 歯から 14 歯まで	7 点
2 総義歯（1 顎につき）	10 点
M019 熱可塑性樹脂有床義歯（1 床につき）	
〔次の材料料と人工歯料との合計により算定する。〕	
熱可塑性樹脂有床義歯（1 床につき）	39 点
M020 鑄造鉤（1 個につき）	
1 14 カラット金合金	
(1) 双子鉤	
イ 大・小臼歯	1,051969 点
□ 犬歯・小臼歯	855789 点
(2) 二腕鉤（レストつき）	
イ 大白歯	855789 点
□ 犬歯・小臼歯	657606 点
ハ 前歯（切歯）	506466 点
2 金銀パラジウム合金（金 12%以上）	
(1) 双子鉤	
イ 大・小臼歯	794 点
□ 犬歯・小臼歯	621 点
(2) 二腕鉤（レストつき）	
イ 大白歯	545 点
□ 犬歯・小臼歯	474 点
ハ 前歯（切歯）	440 点
3 鑄造用コバルトクロム合金	5 点
M021 線鉤（1 個につき）	
1 不銹鋼及び特殊鋼	9 点
2 14 カラット金合金	

- (1) 双子鉤 528489点
- (2) 二腕鉤（レストつき） 408378点

M021-2 コンビネーション鉤（1個につき）

1 鑄造鉤又はレストに金銀パラジウム合金（金12%以上）、線鉤に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合

- (1) 前歯 220点
- (2) 犬歯・小白歯 237点
- (3) 大白歯 272点

2 鑄造鉤又はレストに鑄造用コバルトクロム合金、線鉤に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合

- (1) 前歯 46点
- (2) 犬歯・小白歯 46点
- (3) 大白歯 46点

M023 バー（1個につき）

1 鑄造バー

- (1) 金銀パラジウム合金（金12%以上） 1,273点
- (2) 鑄造用コバルトクロム合金 18点

2 屈曲バー

- 不銹鋼及び特殊鋼 39点

M030 有床義歯内面適合法

軟質材料を用いる場合（1顎につき）

- 1 シリコン系 168点
- 2 アクリル系 100点

官報掲載事項の一部訂正

令和二年八月三十一日(号外第百七十九号)厚生労働省告示第三百四号(特定保険医療材料及びその材料価格(材料価格基準)の一部を改正する件)

【原稿誤り】

正																																					
<p>診療報酬の算定方法(平成二十年厚生労働省告示第五十九号)の規定に基づき、特定保険医療材料及びその材料価格(材料価格基準)(平成二十年厚生労働省告示第六十一号)の一部を次の表のように改正し、令和二年九月一日から適用する。ただし、別表の002から006までの改正規定については、同年十月一日から適用する。</p>																																					
<table border="1"><thead><tr><th>品名</th><th>単位</th><th>材料価格</th></tr></thead><tbody><tr><td>001 (略)</td><td></td><td></td></tr><tr><td>002 歯科鑄造用14カラット金合金インレー用(J I S 適合品)</td><td>1 g</td><td>4,766円</td></tr><tr><td>003 歯科鑄造用14カラット金合金 鈎用(J I S 適合品)</td><td>1 g</td><td>5,050円</td></tr><tr><td>004 歯科用14カラット金合金鈎用線(金58.33%以上)</td><td>1 g</td><td>5,422円</td></tr><tr><td>005 歯科用14カラット合金用金ろう(J I S 適合品)</td><td>1 g</td><td>4,982円</td></tr></tbody></table>	品名	単位	材料価格	001 (略)			002 歯科鑄造用14カラット金合金インレー用(J I S 適合品)	1 g	4,766円	003 歯科鑄造用14カラット金合金 鈎用(J I S 適合品)	1 g	5,050円	004 歯科用14カラット金合金鈎用線(金58.33%以上)	1 g	5,422円	005 歯科用14カラット合金用金ろう(J I S 適合品)	1 g	4,982円	<table border="1"><thead><tr><th>品名</th><th>単位</th><th>材料価格</th></tr></thead><tbody><tr><td>001 (略)</td><td></td><td></td></tr><tr><td>002 歯科鑄造用14カラット金合金インレー用(J I S 適合品)</td><td>1 g</td><td>4,374円</td></tr><tr><td>003 歯科鑄造用14カラット金合金 鈎用(J I S 適合品)</td><td>1 g</td><td>4,658円</td></tr><tr><td>004 歯科用14カラット金合金鈎用線(金58.33%以上)</td><td>1 g</td><td>5,030円</td></tr><tr><td>005 歯科用14カラット合金用金ろう(J I S 適合品)</td><td>1 g</td><td>4,590円</td></tr></tbody></table>	品名	単位	材料価格	001 (略)			002 歯科鑄造用14カラット金合金インレー用(J I S 適合品)	1 g	4,374円	003 歯科鑄造用14カラット金合金 鈎用(J I S 適合品)	1 g	4,658円	004 歯科用14カラット金合金鈎用線(金58.33%以上)	1 g	5,030円	005 歯科用14カラット合金用金ろう(J I S 適合品)	1 g	4,590円
品名	単位	材料価格																																			
001 (略)																																					
002 歯科鑄造用14カラット金合金インレー用(J I S 適合品)	1 g	4,766円																																			
003 歯科鑄造用14カラット金合金 鈎用(J I S 適合品)	1 g	5,050円																																			
004 歯科用14カラット金合金鈎用線(金58.33%以上)	1 g	5,422円																																			
005 歯科用14カラット合金用金ろう(J I S 適合品)	1 g	4,982円																																			
品名	単位	材料価格																																			
001 (略)																																					
002 歯科鑄造用14カラット金合金インレー用(J I S 適合品)	1 g	4,374円																																			
003 歯科鑄造用14カラット金合金 鈎用(J I S 適合品)	1 g	4,658円																																			
004 歯科用14カラット金合金鈎用線(金58.33%以上)	1 g	5,030円																																			
005 歯科用14カラット合金用金ろう(J I S 適合品)	1 g	4,590円																																			
誤																																					
<p>診療報酬の算定方法(平成二十年厚生労働省告示第五十九号)の規定に基づき、特定保険医療材料及びその材料価格(材料価格基準)(平成二十年厚生労働省告示第六十一号)の一部を次の表のように改正し、令和二年九月一日から適用する。ただし、別表の006の改正規定については、同年十月一日から適用する。</p>																																					
<table border="1"><thead><tr><th>品名</th><th>単位</th><th>材料価格</th></tr></thead><tbody><tr><td>001~005 (略)</td><td></td><td></td></tr></tbody></table>	品名	単位	材料価格	001~005 (略)			<table border="1"><thead><tr><th>品名</th><th>単位</th><th>材料価格</th></tr></thead><tbody><tr><td>001~005 (略)</td><td></td><td></td></tr></tbody></table>	品名	単位	材料価格	001~005 (略)																										
品名	単位	材料価格																																			
001~005 (略)																																					
品名	単位	材料価格																																			
001~005 (略)																																					